

## 最低賃金との比較方法

賃金の支払われ方が、

- 1. 時間給制の場合  
時間給  $\geq$  最低賃金額
- 2. 日給制の場合  
日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額
- 3. 月給制の場合  
月給額  $\div$  年平均1か月所定労働時間  $\geq$  最低賃金額
- 4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額  
 $\div$  当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数  
 $\geq$  最低賃金額

### 月給制の場合の換算例 ※時間額964円(令和元年10月1日発効)と比較

【例】 年間所定労働日数252日、所定労働時間毎日8時間、月給161,800円の方の場合

3. の計算式にあてはめると、

年平均1か月所定時間数は

$$\cdot 8時間 \times 252日 \div 12か月 = 168時間 \text{ ですから}$$

$$\cdot 月給161,800円 \div 168時間 = \underline{963.09\cdots}円 < \underline{964円}$$

したがって、この場合は大阪府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反することになります。